

申込みのしおり

平成27年度

千葉市平和公園墓地(返還墓地)使用者の募集

陽光と緑に囲まれたやすらぎの聖地



桜並木

申込期間

平成27年**7月1日(水)**～**22日(水)**

平和公園管理事務所に**7月22日(水) 午後5時必着**とします。

(郵送の場合は、7月22日の消印有効とします。)

千葉市

はじめに

平和公園では、平成25年度をもって新規墓地の供給が一旦終了となりましたことから、平成26年度からは、新たな墓地が造成されるまでの間、改葬などで墓地使用者から市へ返還された墓地（「返還墓地」といいます。）を再整備し、供給することとしました。

千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申し込みください。

もくじ

1	平和公園について	1
2	募集区画数	2
3	墓地使用料等	2
4	募集スケジュール	3
5	申込区分及び募集区画数等	5
6	申込者の資格	5
7	申込方法と申込書類	5
8	申込みにあたっての注意事項	6
9	公開抽選及び補欠者の取扱い	7
10	当選された方へ	8
11	その他	9
	申込書の書き方（例）	10
	誓約書見本	11
	承諾書見本	12
	埋蔵・収蔵証明書見本	13
	平和公園案内図	14

1 平和公園について

平和公園は、“陽光と緑に囲まれたやすらぎの聖地”のキャッチフレーズにふさわしく、墓域を全面積の3分の1とし、残りを緑地や憩い、やすらぎが得られるレクリエーションスペースとして確保した市営墓地です。

【開 園】 昭和47年7月1日

【位 置】 若葉区多部田町

【規 模】 面 積（予定） 954,000㎡
墓地区画数 30,807区画
（平成27年4月1日現在）

管 理 等

●休 園 日

管理事務所は12月29日から1月3日まで。

●開園時間

4月～9月

午前8時30分～午後7時（正門）

午前8時30分～午後6時（西門・南門）

10月～3月

午前8時30分～午後5時（正門）

午前8時30分～午後4時（西門・南門）

閉園後は、すべてのゲートが閉まりますので、自家用車でご来園の方は、それまでに必ずご退園ください。



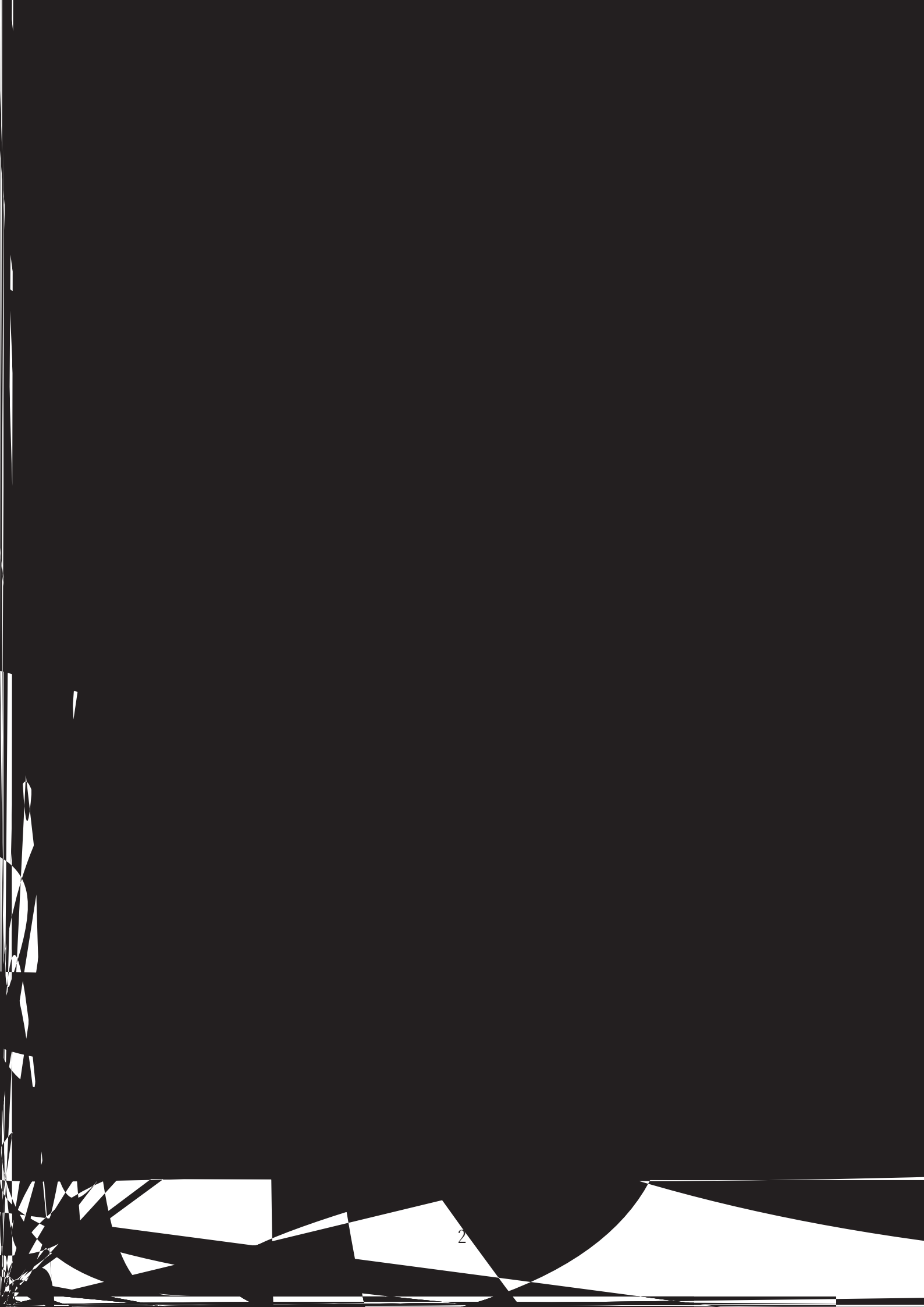
管理事務所



普通墓域



芝生墓域



4 募集スケジュール

1. 申込書配布

平成27年7月1日(水)～

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。
配布場所：平和公園管理事務所、生活衛生課、
桜木霊園管理事務所、各区役所地域振興課

2. 申込受付期間

7月1日(水)～22日(水)

「郵送」、「平和公園管理事務所に持参」又は「電子申請」のいずれかでお申し込みください。

※平和公園管理事務所に7月22日(水)午後5時必着とします。
(郵送の場合は、7月22日の消印有効とします。)

3. 受付票発送

～8月上旬

受付した方から順次、墓地受付票(はがき)で受付番号を通知します。
※大切に保管してください。
電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽 選

8月20日(木)

申込者数が募集数を超えた申込区分については、公開により抽選を行います。抽選会への参加は自由です。

※なお、区画の抽選は、10月28日(水)の資格審査時に行います。

日 時：8月20日(木) 午前9時から午前11時

抽選会場：千葉市役所 8階正庁

5. 抽選結果通知

8月下旬～9月上旬

抽選結果通知書(はがき)で抽選結果「当選」、「補欠」、「落選」を通知します。申込者数が募集数を超えなかった場合は「当選」を通知します。
電子申請の方には、電子メールで通知します。

「当選」された方は必ず申込資格に関する審査を受けていただきます。
資格審査で申込資格があることが確認できた場合に、使用許可を受けることができます。

《当選から使用開始までの流れ》



※「補欠」の方は7頁を確認してください。

これ以降は「当選」した方の手続きです

資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

6. 資格審査 使用許可申請書の提出、区画の抽選

10月28日(水)

「当選」した方に対する資格審査を行いますので使用許可申請書に必要な書類を添えて提出してください。また、資格の確認ができた方に区画の抽選を行います。

日 時：10月28日(水) 午前9時から午後3時

審査会場：千葉市役所 8階正庁

7. 不足書類があった場合の提出期間

10月29日(木)～11月6日(金)

資格審査の際に不足書類があった場合は、11月6日(金)午後5時まで直接平和公園管理事務所の窓口を持参してください。

(その場で書類の審査を行いますので郵送での提出はできません。)

8. 使用料の納付書の発送

11月16日(月)以降

資格審査の合格者に対して、「使用料の納付書」を送付します。

9. 使用許可証の発送

11月下旬

使用料は一括納入です。納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

(一度納めた使用料については、返還できません。)

10. 使用の開始

12月予定

使用許可日から1年以内に墓石を建立し、遺骨を埋蔵してください。

5 申込区分及び募集区画数等

申込区分		募集区画数	使用料
A	芝生墓地（5 m ² ）	100区画	781,250 円
B	普通墓地（5 m ² ）	50区画	781,250 円
平成27年度募集数合計		150区画	

※区画は抽選により決定します。選ぶことはできません。

6 申込者の資格

次のすべてに該当する方

- （１） 申込者は、千葉市内に住所を有し、１年以上継続して本市に居住していること。
- （２） 申込者は、埋蔵すべき焼骨（分骨でないものに限る。）を所持し、その祭祀を主宰すべき立場にあること。（改葬での申込みも可）
- （３） 申込者は、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
- （４） 申込者は、焼骨との続柄が配偶者又は２親等以内の血族であること。

7 申込方法と申込書類

申込期間内（平成27年 7 月 1 日から 7 月 22 日まで）に申込書類を郵送するか平和公園管理事務所まで持参し、お申し込みください。また、電子申請でもお申し込みができます。

（１） 郵送の場合

この申込みのしおりに添付されている「①平成27年度平和公園墓地使用申込書」及び「②墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（２枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ52円切手を貼付したうえで「③送付用封筒」に①、②の書類を入れて、82円切手を貼付し郵送でお申し込みください。（7月22日の消印有効）

（２） 平和公園管理事務所まで持参の場合

（１） 郵送の場合と同様に「①平成27年度平和公園墓地使用申込書」及び「②墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（２枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ52円切手を貼付したうえで平和公園管理事務所まで持参し、お申し込みください。

（区役所や市民センターでの受付は行いません。）

（３） 電子申請の場合

電子申請は、市ホームページのトップページの「市政全般」→「計画・行革・財政・統計等」→「その他市政情報」→「電子行政サービス」→「ちば電子申請サービス」から「平成27年度平和公園墓地（返還墓地）使用申込み」を選び、入力フォームに従って必要事項を入力の上、お申し込みください。（７月１日（水）午前８時30分～７月22日（水）午後５時）

※電子申請により行える手続きは、「平和公園墓地使用申込書」の提出のみであり、「**当選**」された場合、**千葉市役所 8階正庁**で実施する資格審査を受ける必要があります。（このしおり 8 頁を参照）

8 申込みにあたっての注意事項

申し込み後に、申込書の記載内容の変更はできませんので、誤りのないよう記載し、十分に確認のうえでお申し込みください。

【申込受付の期限】

平和公園管理事務所に 7 月 22 日（水）午後 5 時必着とします。
（郵送の場合は、7 月 22 日の消印有効とします。）

当選後、資格審査日（平成27年10月28日）に、審査を受けない場合は、使用許可を受けることができません。

【申込みが無効となる場合】

次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- （１）「平和公園墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- （２） 同一人による複数の申込み又は同一死亡者での複数の申込みをした場合
- （３） 現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用の許可を受けている者が申込みをした場合
- （４） その他、これらに類する申込みであると認められる場合

9 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 日時及び場所

- (1) 抽選日時：平成27年8月20日（木） 午前9時から午前11時
- (2) 場 所：千葉市役所8階正庁（中央区千葉港1番1号）



交通手段（アクセス）

- ・ JR千葉みなと駅～徒歩約7分
- ・ JR千葉駅・京成電鉄千葉駅～徒歩約12分
- ・ 千葉モノレール市役所前駅～徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選

申込者数が募集数を越えた区分がある場合、申込区分ごとの抽選により「当選」、「補欠」、「落選」を決定します。

抽選は通知した受付番号（抽選番号）により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位を決定します。

- (1) 抽選会への参加は自由です。すべての方に抽選結果をお知らせします。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選」した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠」の中でその順位上位の方から繰り上げて「当選」とします。

補欠の資格の有効期限は、平成28年2月末日です。なお、同日までに千葉市から「当選」の旨、連絡がなかった場合は「落選」となります。

※なお、区画の抽選は、10月28日（水）の資格審査時に行います。

3 抽選結果

抽選結果通知書により「当選」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、電子メールでお知らせします。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせには、お答えできません。

※抽選結果は、平和公園のホームページにも掲載します。

10 当選された方へ

資格審査（使用許可申請）及び区画の抽選

「当選」した方は、資格審査日に下記の必要書類等を持参し、審査を受ける必要があります。

また、資格の確認ができた方に区画の抽選を行います。

資格審査及び区画の抽選は、下記の日時及び場所で行いますので、必ず来場してください。

審査を受けない場合は、使用許可を受けることはできません。

1 日時及び場所

日 時：平成27年10月28日（水） 午前9時から午後3時

※ご都合のいい時間にお越しください。（午前中は混み合うことが予想されます。）

場 所：千葉市役所8階正庁

（中央区千葉港1番1号）※地図は7頁をご覧ください。

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 提出する書類等について

（1） 一般墓地使用許可申請書（審査会の当日、審査会場で配布します。）

（2） 誓約書（このしおりの11頁をコピーし、記入の上持参してください。）

（3） 申請者と死亡者との関係が分かり、**死亡記載のある**原戸籍、戸籍の全部事項証明書等（6か月以内に交付されたもの。）

（4） 次のいずれかの書類

- ・ 埋（火）葬許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
- ・ 桜木霊堂の使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
- ・ 改葬による場合（桜木霊堂を除く）は、埋蔵又は収蔵を証明する書類（原本提出）
※このしおりの13頁に見本があります。
- ・ 死産、水子等で戸籍に記載されていない者を埋蔵する場合は、死胎証明書又は死産証明書（原本提出）

（5） 承諾書（このしおりの12頁の様式をコピーし、使用してください。）

申請者が死亡者の配偶者以外の場合、その配偶者と申請者の兄弟姉妹などの承諾が必要となります。申請者と承諾者との**関係の分かる**原戸籍、戸籍の全部事項証明等（6か月以内に交付されたもの。また、死亡の場合は、**死亡記載のあるもの。**）を添付してください。

祖父母と孫 (申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者の孫（未成年者及び申請者を除く。） 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）
祖父母と孫 (申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く。） 死亡者の祖父母（申請者を除く。）

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(6) その他（申立書が必要な場合）

承諾書の承諾者欄に掲げる者が住所不明となっている場合など特別な事情がある場合は申立書が必要となります。（平和公園管理事務所にご相談ください。）

(7) 資格審査に持参するもの

- ・抽選結果通知書
- ・一般墓地使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状
(申請者以外の方が来場される場合に限る。本人確認書類として運転免許証や健康保険被保険者証を持参)

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

3 区画の抽選

- (1) 資格審査で申込資格の確認できた方に区画の抽選を行います。
- (2) 区画は、申込区分ごとに申請者に区画番号の入ったくじを引いてもらい決定しますので、区画を選ぶことはできません。
- (3) 区画決定後に取りやめた場合は、今年度中の再申請はできません。

○使用料の納入

資格審査の合格者に対し、使用料をお支払いいただくため、「納付書」を平成27年11月16日以降に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。（一度納めた使用料については、返還できません。）

○使用許可証の交付

平成27年11月下旬以降、使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

○使用開始日

平成27年12月予定

11 その他

残区画が生じた場合について

募集した墓地（150区画）に余りが生じた場合は、平成27年11月10日（火）以降に平和公園管理事務所で残区画がなくなるまで随時受け付けをします。

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

申込書の書き方（例）

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

平成27年度 平和公園墓地使用申込書

平成 27 年 7 月 10 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申 込 者	フリガナ	チ バ	タ ロー
	氏 名	千 葉	太 郎
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日	
	住 所	〒 265-0066	
		千葉県 若葉 区 多部田町1-3	
		ヘイワハイツ 101 号	
連 絡 先	(電話番号)	043-228-0110	
	(メールアドレス)	heiwakoen.HEA@city.chiba.lg.jp	

2. 申込区分 ご希望の申込区分の申込欄に○を記入してください（1か所）。

申込区分	募集区画数	申込欄
A 芝生墓地（5㎡）	100	☒
B 普通墓地（5㎡）	50	☐

3. 被埋蔵者の記入欄

埋蔵する予定となる方の氏名等を記入し、埋蔵予定日を記入してください。
（許可を受けた日から1年以内）

フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄	埋蔵予定日
氏 名	千 葉 花 子	母	平成 28 年 2 月 22 日

現在の焼骨の保管区分を記入してください。（該当する番号に○をつけてください。）

焼骨保管区分	☒ ① 自宅	2 桜木霊堂	3 寺院納骨堂	4 その他
--------	---------------------------------------	--------	---------	-------

※ 次の欄には記入しないでください。

受付印欄		受付番号 (抽選番号)	
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位	位
備 考			

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

この他、「はがき（2枚）」及び「送付用封筒」には、申込者の
①お名前、②住所を記入してください。

※52円切手×2枚、82円切手の貼付忘れにご注意ください。

様式第9号

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 千葉市

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

許可区画(平和公園) 区 号

この度、私は墓地の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 許可を受けた日から1年以内に墓石を建立して遺骨を埋蔵し、使用を開始いたします。
- 2 墓碑の設置は、一墓所一墓石とし、家名を表示する場合は、死亡者又は使用者の家名とします。なお、墓地の区画番号は必ず見える位置に表示します。
- 3 住所変更又は承継時の手続きは、変更した日から速やかに墓地管理者へ届けます。
- 4 千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則を遵守するとともに、墓地管理者の指示に従います。
- 5 上記誓約内容に違反した場合は、許可の取り消し等、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

承 諾 書

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
墓地の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 昭和・平成 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 昭和・平成 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

平成 年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

平和公園案内図



◎交通機関（JR千葉駅より約10km）

JR千葉駅バスターミナル10番バス乗り場より

- ①ちばフラワーバス「平和公園」行きで「平和公園（終点正門ロータリー）」下車、徒歩2分
- ②ちばフラワーバス「中野操車場」または「中田スポーツセンター」行きで「北谷津」下車、徒歩8分
- ③ちばフラワーバス いずみ台ローズタウン経由「中野操車場」行きで「平和公園いずみ台ローズタウン入口」下車、徒歩6分

千葉都市モノレール千城台駅バス乗り場より

- ④いずみバス（コミュニティバス）「平和公園いずみ台ローズタウン入口」下車、徒歩6分

JR鎌取駅（北口）バス乗り場より

- ⑤千葉中央バス「熊野神社」行きで平日・土曜・休日のうち、土曜・日曜の3往復が平和公園内に乗り入れ。乗り入れ以外は、「四谷」下車、南門まで徒歩8分

《車をご利用の場合》

- 東京方面より京葉道路、貝塚インターから降りて直進約2km「加曽利」の交差点で左折し東金街道（国道126号線）を直進約4.5km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。
- 東金方面より千葉東金有料道路、大宮インターから降りて左折して約3km「坂月町」の交差点で右折し東金街道（国道126号線）直進約2km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。

●お問い合わせ先

平和公園管理事務所（月曜日～金曜日 8時30分～17時00分）

〒265-0066 千葉市若葉区多部田町1492番地2

電話：043-228-2057

FAX：043-228-4266

Ex-ル：heiwakoen.HEA@city.chiba.lg.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。